

[事案 2020-373] 契約無効等請求

・令和4年4月22日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成28年5月に契約した米ドル建個人年金保険について、以下の理由により、契約を無効とし既払込保険料を返還してほしい。それが認められない場合には、平成29年9月に遡って保険料を1万円に減額し、その後の保険料の差額を返還してほしい。

- (1)学資保険として本契約を紹介されたが、実際は全く異なる保険内容であった。
- (2)募集人から、保険料支払満了後には124%になって返ってくると言われ契約をしたが、実際は元本保証すらなかった。
- (3)保険料を10万円から1万円に減額しようとして、コールセンターに確認したところ、減額しても解約控除はかからないと説明を受けたが、平成29年9月に募集人から解約控除がかかると言われたので、減額をしなかった。しかし、実際には減額では解約控除はかからなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申込書には「無配当通貨選択型個人年金保険」と記載されており、意向確認書にも申立人が署名している。
- (2)「124%になる」という点は、設計書に記載されている一定の前提条件にもとづく仮定のシミュレーションとして説明したものである。意向確認書にも、元本保証がないこと、為替リスクがあることが明記されている。
- (3)募集人が減額について誤った説明をしたことはお詫びするが、コールセンターでは、正しい案内をしている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約申込当時の状況と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。